

地方独立行政法人天王寺動物園に対する
第 1 期中期目標期間終了時の検討結果及び措置について

地方独立行政法人天王寺動物園（以下、「法人」という。）について、地方独立行政法人法（平成 5 年法律第 118 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期目標期間終了時の検討を行ったので、次のとおり措置を講ずる。

1 中期目標期間終了時の検討結果

第 1 期中期目標期間（令和 3～7 年度）における法人の業務実績について、おおむね目標どおり達成できており、今後も当該業務及び組織の存続が必要と認められる。

2 講ずる措置の内容

引き続き、法人による業務を継続する。

今後、第 2 期中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう法人に対して指示する。

3 検討経過及び今後のスケジュール

令和 7 年 7 月	大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会へ意見聴取 ・ 第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果（案） ・ 第 1 期中期目標期間の終了時の検討 ・ 第 2 期中期目標（案）
同年 9 月	「第 1 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果」及び「第 1 期中期目標期間の終了時の検討結果」の公表
同年 12 月頃	市会の議決を経て、市長から法人へ第 2 期中期目標を指示
令和 8 年 3 月	市長が第 2 期中期計画（法人作成）を認可
同年 4 月	第 2 期中期目標期間（令和 8～12 年度）の開始

令和 7 年 9 月 30 日

大阪市長 横 山 英 幸